

〔 勧告日:令和3年12月17日 勧告先:内閣府、農林水産省 〕

調査の背景・目的

- 近年、大規模自然災害の多発により、道路・河川のほか、農地・農業用施設(以下「農地等」という。)にも広範囲にわたる甚大な被害が発生
- 自治体からは「大規模災害発生時は現場も混乱」、「被災者対応・ライフライン復旧が優先となる」、「技術系職員の減少もあって事務負担も重い」などの声あり



平成29年7月九州北部豪雨による河川と農地の被害状況

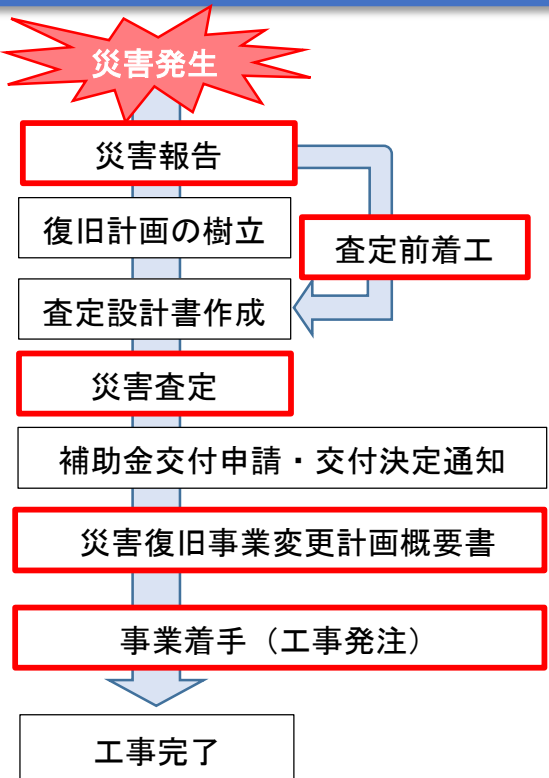
早期復旧の観点から、被害把握から事業完了までの災害復旧プロセス等について調査し、課題を整理することを目的に調査を実施

【調査対象機関】内閣府、農林水産省、都道府県(12)、市町村(38)、関係団体等 【実施時期】令和3年4月～12月
※ 各項目における調査対象機関数は、一部の項目のみ調査している機関があるため一致しない。

災害復旧プロセス(国庫補助事業)^(注1)の調査結果を踏まえ、以下の1～6について農林水産省等に働きかけ

(注1) 災害復旧プロセスの図は、農林水産省資料を基に当省において作成

(主な勧告内容)



- ➡ 1. 被害把握の省力化 (IT技術の活用等)
- ➡ 2. 査定前着工の手続の見直し (土砂撤去等における事前協議の省略等)
- ➡ 3. 査定関係事務の効率化 (リモート技術の活用、資料の一部廃止等)
- ➡ 4. 計画変更要件の見直し (協議を要する変更増減額や面積などの要件緩和)^(注2)
- ➡ 5. 直営施工方式等の活用 (活用促進のための更なる周知・積極的な支援等)
- ➡ 6. 平常時の仕組みづくり (地方農政局と市町村等との連絡体制の構築等)

(注2) 先行して取りまとめ、農林水産省に通知済み(令和3年5月28日付け)

1. 被害把握の省力化

〔現状〕 農地等が被災した場合、地方農政局に対する被害状況の報告は、発災後3週間以内に行うことが望ましいとされている

調査結果

- 調査対象市町村の約半数(14/30)では、被害状況の把握・報告に3週間超を要するなど、迅速な対応に苦慮

特に、激甚災害指定の基礎にもなる報告は、ライフラインの被害把握等を優先する市町村にとって大きな負担

- ・被災現場まで容易に行けない地区もあり、被害額の算出に時間を要する
- ・被災直後は、過去の災害等を参考にして被害想定額を報告している

- 広域的な被害については、ドローン等を活用して状況を把握し、報告している市町村もあるなど、IT技術活用の余地あり

【被災地の航空写真】



主な勧告

- ☞ 被害把握が効率的に行えるよう、状況把握に有用な航空写真等の提供を市町村が関係機関から受けられる仕組みづくりの支援を行うこと。
(農林水産省)

- ☞ 激甚災害の指定見込みのための被害額の把握にIT技術を活用できるよう協力して取り組むこと。
(内閣府、農林水産省)

2. 査定前着工の手続の見直し

〔現状〕 査定前着工(応急仮工事・応急本工事)は、二次被害防止等を目的として査定前に緊急的に工事を実施するもの
応急本工事(復旧工事本体を実施)の場合、事業主体は地方農政局に対して事前協議を行う必要がある

調査結果

- 査定前着工が災害査定件数に占める割合は約1~5% (注) であり、簡易な工事(農地等の土砂撤去、揚排水機の部品交換等)が多い(約7割)

(注) 件数による比較が可能な24市町村のうち20市町村が該当

- 市町村が査定前着工の活用に消極的な理由は以下のとおり

- ・工事費用が査定で減額され、農家負担が増えるおそれがある

検証

- ・ほとんどの工事は、工事費用と査定額が同額で差額は発生していない
- ・工事費用が増額しても、合理的な理由があれば申請額で認められる

- ・応急本工事の事前協議は、申請書自体は簡素化されているが、市町村としては、実際は査定時とほぼ同様の資料作成や手続が必要となり、迅速に対応できない

- 査定前着工の手続の簡素化を求める意見あり(4地方農政局、6都道府県、13市町村)

- ・農地等の土砂撤去や施設の部品交換が協議不要になれば、事業件数の3分の1程度がその対象になる

【揚水機の制御盤交換例】



主な勧告

- ☞ 応急本工事は、事前協議ではなく「事前打合せ方式」を採用するなど、市町村の負担軽減に努めること。

- ☞ 応急本工事における土砂撤去は、簡易な工事であり、不可視構造物も可視化されて条件付き査定が抑制される(事務負担が軽減される)ことから、事前協議を省略すること。
(農林水産省)

3. 査定関係事務の効率化

[現状] 災害復旧の事業費決定のため、事業主体は災害復旧事業計画概要書等を作成し、基本的に実地で地方農政局の災害査定を受ける
 災害査定後、地方農政局は査定額速報・査定調書を農林水産省に提出する

調査結果

- オンラインでの査定実施など、デジタル化による業務円滑化が図られる一方、査定関係資料(概要資料である災害野帳の作成、即時の修正対応など)の負担軽減を求める意見あり
 ⇒ 査定後、徹夜により紙媒体の資料を手書き修正している実態あり
- 査定額速報は、実態上、都道府県等が作成しており、かつ、事務が形骸化
 ⇒ 先に提出する必要がある査定額速報が、査定調書と一緒に提出されている実態あり

主な勧告

- ☞ 災害復旧事務全般の更なる事務負担の軽減が図られるよう、デジタル化を推進すること。
- ☞ 査定額速報などの形骸化している事務を廃止すること。

(農林水産省)

4. 計画変更要件の見直し

[現状] 査定後に工種や工事費の変更が生じた場合、「軽微な変更」を除き、農林水産省(地方農政局)に協議(重要変更協議)が必要
 重要変更協議のための資料作成から協議完了までの間は、協議に係る部分の工事は実施できず、工期にも影響

【重要変更協議が必要となる主な要件】

- ① 工事費の増減額が変更前の3割(その額が1,000万円を超える場合は1,000万円)を超える変更
- ② 農地の面積の変更 など

重要変更協議の場合→ おおむね1か月程度(1年以上の事例も)



軽微な変更の場合→ おおむね1週間程度

調査結果

- 平成30年7月豪雨(西日本豪雨)の重要変更協議の実績274件を把握・分析
 ⇒ 約7割(190件)が要件の①に該当
 うち約6割(112件)が事業規模300万円以下 (最小増減額:約19万円)
 ⇒ 約3割(82件)が要件の②に該当
 うち農地(23件)では、早期の営農再開のため、農家自ら復旧工事を行ったことから事業の一部が廃工(中止)となり、対象面積が減少した例も(9件) (最小増減額:約1万円)
- 以上のほか、農地や水路などの小規模事業の場合、僅かな金額や数量の変更にもかかわらず協議が必要となり、自治体にとって負担となっている実態が判明

主な勧告等

- ☞ 重要変更協議の対象要件のうち、小規模・簡易なものについては「軽微な変更」とする見直しが必要

(5/28意見通知済み)

告示等改正により一部要件を見直し

(協議を要する変更増減額や、
面積などの要件緩和)

- ☞ 今後も、対象要件の妥当性を検討

(農林水産省)

5. 直営施工方式等の活用

〔現状〕 大規模災害時は工事事業者が不足し、工事の着手まで長期化する状況

簡易な工事では、市町村が作業管理(JA等に委託可能)を行い、農家等と参加契約を結んで工事を行う「直営施工方式」や、農業者等で構成される活動組織が計画に基づいて行う活動に対して交付される「多面的機能支払交付金」の活用が可能

調査結果

- 直営施工方式の活用実績は、調査対象34市町村のうち3市町村のみ
6市町村は、そもそも同方式が活用できることを認識していない
また、市町村においては作業管理のノウハウも不足

- 同方式は、請負施工の場合と比較して工事費の抑制に寄与(7割程度削減された例あり)

・ 今後も継続して受託するためには、実際の作業管理に見合う補助が必要(実際に作業管理を受託したJA)

【直営施工方式による工事例】



- 多面的機能支払交付金の災害時の活用実績は、調査対象34市町村のうち15市町村
そのうち通常活動ができないことに伴う特例措置(返還免除)の活用実績は2市町村のみ
当該措置は地方農政局による承認が必要であり、市町村にとっては負担

・ 承認申請は事後でも可能だが、申請が認められない可能性もある以上、早期に申請せざるを得ない。発災直後は、農家も避難等している中、活動組織の状況確認などに苦労した

主な勧告

- ☞ 直営施工方式の更なる活用に当たり、作業管理等の委託による実施を促進するため、
 - ・ 都道府県・市町村の活用状況に応じて更なる周知・支援を行うこと。
 - ・ 作業管理等の委託の実態を踏まえ、補助対象の見直しを検討すること。

- ☞ 多面的機能支払交付金の災害時の特例措置について、承認を実績報告時の確認に代えるなどの見直しを検討すること。

(農林水産省)

6. 平常時の仕組みづくり

〔現状〕 農林水産省(MAFF-SAT(農林水産省・サポート・アドバイsteam))は、市町村等に農業土木技術者を派遣し、技術的助言や指導等を実施
市町村等からも、「経験豊富な職員からの復旧工法等の助言は有意義」との評価

調査結果

- MAFF-SAT活動について、調査対象市町村の過半数(18/32市町村)が認識していない
- 地方農政局(MAFF-SAT)への要望として、

⇒ 農業土木技師職員等が少ない市町村への支援

・ 補助事業対象かどうか判断できず苦慮したため、査定経験者を派遣してほしい

⇒ 平常時からの周知や仕組みづくり

・ 派遣要請できる災害の規模や内容、派遣される職員がどのような業務に対応できるか分かりにくい

主な勧告

- ☞ 大規模災害を見据えた初動対応のため、平常時から、以下について主導的に取り組むこと。
 - ・ 市町村等との“顔が見える関係”を意識して連絡体制を構築すること。
 - ・ 地域における災害協定等の枠組みに積極的に参画すること。

(農林水産省)